

令和6年4月1日以降の窓口受付時間の短縮等について

令和6年3月1日

年度当初に来課される皆様（事業者・代理人等）へのお願い

年度当初の建設業許可に関する申請等について、書類審査等をできるだけ円滑に行うため、下記のとおり対応させていただきたいと存じます。

申請等を行う皆様には、大変御不便をおかけいたしますが、何とぞ御理解・御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、個別事情がある場合は、柔軟に対応いたしますので、よろしく願いいたします。

記

1 実施期間 令和6年4月1日から5月31日まで

2 実施内容

(1) 申請・届出

職員対応となる次の申請、届出は午前9時から11時までの受付とする。

- ア 新規申請（特新規等、既存の許可業者の申請を含む）
- イ 工事实績の確認を要する業種追加
- ウ 工事实績の確認を要する届出（常勤役員等、専任技術者の変更）
- エ 承継
- ※ 受け付けた案件は当日中に受理又は補正指示の上、返却する。

(2) お返し案件（再提出）

上記2(1)の再提出は、必ず電話連絡のうえ、午前9時から11時までの間に受付をする。

事前連絡のあったお返し案件は、可能な限り優先的に審査する。

電話連絡なしで来庁した場合は、受付番号順に審査する。

(3) 相談対応

許可期間の確認は随時対応。混雑状況によっては後日回答とする。

それ以外の相談はあらかじめ相談内容をまとめたものを御提出いただき、後日回答する。

一般的な許可要件等の内容については、午後の行政書士相談コーナーを御利用いただく。

(4) 事前確認（申請書類の下見）

職員対応となる申請、届出の事前確認は、午後の行政書士相談コーナーを御利用いただく。

審査に係る部分（請求書の内容等）の事前確認は、案件（全てコピー）を預かったうえで後日回答とする。

(5) その他

- ・ 更新申請、決算変更届など、上記2(1)以外の非常勤職員でも対応可能な申請・届出については、窓口受付時間の短縮は行わない。
- ・ 今回の対応は、審査の所要時間が多くかかる申請等の審査の円滑化、受理又は返却までの待ち時間の適正化を図るため、あくまでお願いベースで行うもの。
- ・ 入札参加資格に係る変更届など、個別事情がある案件は柔軟に対応させていただく。
- ・ 特に人事異動直後の4月1日から4月5日の間は、職員対応となる申請等の書類審査は著しく時間を要することが想定されるため、翌週以降の提出について御配慮をお願いしたい。
- ・ なお、職員対応の申請、届出に関する審査の対応状況等を勘案しつつ、窓口受付時間短縮の終了時期の前倒しを適宜検討する。